

地域再生法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百三号）

新旧対照条文（抜粋版）

○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百一十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設） 第三条 法第五条第四項第一号ロ(1)の政令で定める道路、農道又は林道は、市町村道、広域農道又は林道とする。 2 法第五条第四項第一号ロ(2)の政令で定める下水道、集落排水施設又は浄化槽は、公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。第十条第二号において同じ。）又は浄化槽とする。 3 法第五条第四項第一号ロ(3)の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とする。 （まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施主体となることができない都道府県及び市町村の要件） 第四条 法第五条第四項第二号の政令で定める要件は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 都道府県 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条第一項の規定による普通交付税の交付（次号イにおいて単に「普通交付税の交付」という。）を受けていないこと。	（新設）

二 市町村 次のいずれにも該当すること。

イ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行おうとする年度の前年度において、普通交付税の交付を受けていないこと（特別区にあつては、都が普通交付税の交付を受けていないこと。）。

ロ その区域の全部が次条に規定する区域内にあること。

（交付金の配分計画の作成）

第八条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）を充てて行う法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に関する関係行政機関の経費の配分計画を、同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業ごとに、第十条の規定により同条第二号から第四号までに定める各大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、第十条第二号から第四号までに定める大臣と協議するものとする。

（交付金の交付の申請）

第九条 交付金は、認定地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている法第五条第二項第三号の計画期間のうち交付金を充てて同条第四項第一号に規定する事業を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。）の申請に基づき、交付するものとする。

（交付金の配分計画の作成）

第六条 内閣総理大臣は、法第十三条第一項の交付金（以下単に「交付金」という。）を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画を、同条第二項各号に掲げる交付金の種類ごとに、第九条の規定により同条各号に定める各大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、第九条各号に定める大臣と協議するものとする。

（交付金の交付の申請）

第七条 交付金は、認定地域再生計画（法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている法第五条第二項第三号の計画期間のうち交付金を充てて次条第一項各号に定める施設の整備を行おうとする年度ごとに、認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。）の申請に基づき、交付するものとする。

(削除)

(交付の事務の区分)

第十条 法第十三条第三項に規定する交付の事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣が行う。

一 法第五条第四項第一号イに掲げる事業に関する交付の事務 内閣総理大臣

二 法第五条第四項第一号ロ(1)に掲げる事業で主として農道又は林道に係るもの、同号ロ(2)に掲げる事業で主として集落排水施設に係るもの及び同号ロ(3)に掲げる事業で主として漁港施設に係るものに関する交

(交付金を充てて整備する施設)

第八条 法第十三条第二項の政令で定める施設は、次の各号に掲げる交付金の種類ごとに、当該各号に定める施設とする。

一 道整備交付金 市町村道、広域農道又は林道

二 汚水処理施設整備交付金 公共下水道、集落排水施設(農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。次条第一号において同じ。)又は浄化槽

三 港整備交付金 地方港湾の港湾施設又は第一種漁港若しくは第二種漁港の漁港施設

2 交付金は、前項各号に掲げる交付金の種類ごとに、当該各号に定める施設の二以上(同項第三号に掲げる交付金にあつては、同号に規定する港湾施設及び漁港施設)を総合的に整備する事業に要する経費に充てる場合に限り、交付されるものとする。

(交付の事務の区分)

第九条 法第十三条第四項に規定する交付の事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣が行う。

(新設)

一 法第十三条第二項第一号に規定する施設の整備で主として農道又は林道に係るもの、同項第二号に規定する施設の整備で主として集落排水施設に係るもの及び同項第三号に規定する施設の整備で主として漁

付の事務 農林水産大臣 三 法第五条第四項第一号ロ(1)に掲げる事業で主として道路に係るもの、同号ロ(2)に掲げる事業で主として下水道に係るもの及び同号ロ(3)に掲げる事業で主として港湾施設に係るものに関する交付の事務 国土交通大臣 四 法第五条第四項第一号ロ(2)に掲げる事業で主として浄化槽に係るものに関する交付の事務 環境大臣 (削除)	港施設に係るものに関する交付の事務 農林水産大臣 二 法第十三条第二項第一号に規定する施設の整備で主として道路に係るもの、同項第二号に規定する施設の整備で主として下水道に係るもの及び同項第三号に規定する施設の整備で主として港湾施設に係るものに関する交付の事務 国土交通大臣 三 法第十三条第二項第二号に規定する施設の整備で主として浄化槽に係るものに関する交付の事務 環境大臣 (地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件) 第十四条 法第十九条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める地方公共団体(同項の規定による指定を行う地方公共団体の長の統括する地方公共団体をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあってはその社員のうちに地方公共団体があることとする。
---	--